

## 2) 紙面調査

○サンプル：209名

○サンプルの属性

<性別> 当該設問における無回答1

男性：135名(64.9%)、女性：73名(35.1%)

<年齢階層別> 当該設問における無回答1

紙面調査については、12団体に協力を依頼して実施したが、期間が短かったこともあり、調査対象者の抽出に必要な以上の負荷をかけていただかないよう、性別や年齢階層別については具体的な割付依頼は実施しなかった。実際の回収数・割合は我が国の国民の人口構成比とは必ずしも近い割合となっていない。

### 【実数】

	合計	20代以下	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上
合計	209	81	38	40	27	17	6	0
男性	135	54	22	22	16	15	6	0
女性	73	27	15	18	11	2	0	0

### 【割合】

	合計	20代以下	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上
合計	100.0%	38.8%	18.2%	19.1%	12.9%	8.1%	2.9%	0.0%
男性	64.6%	25.8%	10.5%	10.5%	7.7%	7.2%	2.9%	0.0%
女性	34.9%	12.9%	7.2%	8.6%	5.3%	1.0%	0.0%	0.0%

<公的障害者制度の利用状況との関係>

紙面調査は、障害当事者についての回答が得られるような対象者の抽出を12団体に依頼し実施した。具体的には、「それぞれの団体に所属し、又は関係する障害当事者の方をご紹介いただいた上で、弊社より当該当事者の方に調査票を送付し、アンケート調査をお願いしたい」との依頼を行った。なお、「ご回答につきましては、障害当事者の方がご自分でご回答いただくことや、ご自分の意思を伝えることで同居のご家族や介助者等の周囲の方に代理で記入していただくことを原則としておりますが、これによりがたい場合は、同居のご家族の方が日常の生活状況等から判断してご記入(回答)いただくことも可能」とし、障害当事者本人の回答が難しい場合には、ご家族等による代理回答を依頼した。

その結果、公的障害者制度の利用状況については、209名中201名が何らかの公的障害者制度を利用していると回答した。7名については公的障害者制度の利用状況に

については無回答であり、どのような公的障害者制度を利用しているのかが把握できていない。また、1名については「公的な障害者関連制度は利用していない」と回答した。

< 公的障害者制度利用状況と他の制度の利用状況 >

以下は、公的障害者制度の利用状況について、複数回答（MA）で回答した結果を示す集計表である。例えば、「身体障害者手帳を所持している者」が他にどのような公的障害者制度を利用しているのかを横軸で見ることができる。

図表 131 公的障害者制度利用状況と他の制度の利用状況

【実数】

	該当者数	Q15 あなたの公的な障害者関連制度・機関の利用状況について、お答えください。										
		1.身体障害者手帳を所持している	2.療育手帳を所持している	3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関による判定書所持している	4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	5.障害年金を受給している	6.障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給している	7.障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターによる支援を受けている	8.介護保険法によるサービスを利用している	9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を利用している	10.その他の公的な障害者関連制度・機関を利用している	11.上記の公的な障害者関連制度は利用していない
1.身体障害者手帳を所持している	118		22	0	1	89	42	5	6	11	26	
2.療育手帳を所持している	83	22		10	4	45	28	12	3	5	11	
3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関による判定書所持している	12	0	10		1	8	2	4	0	1	1	
4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	18	1	4	1		6	7	2	0	1	1	
5.障害年金を受給している	121	89	45	8	6		47	13	5	11	23	
6.障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給している	63	42	28	2	7	47		8	1	8	16	
7.障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターによる支援を受けている	18	5	12	4	2	13	8		1	0	3	
8.介護保険法によるサービスを利用している	6	6	3	0	0	5	1	1		1	1	
9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を利用している	22	11	5	1	1	11	8	0	1		4	
10.その他の公的な障害者関連制度・機関を利用している	33	26	11	1	1	23	16	3	1	4		
11.上記の公的な障害者関連制度は利用していない												

【割合】

	該当者数	Q15 あなたの公的な障害者関連制度・機関の利用状況について、お答えください。										
		1.身体障害者手帳を所持している	2.療育手帳を所持している	3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関による判定書所持している	4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	5.障害年金を受給している	6.障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給している	7.障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターによる支援を受けている	8.介護保険法によるサービスを利用している	9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を利用している	10.その他の公的な障害者関連制度・機関を利用している	11.上記の公的な障害者関連制度は利用していない
1.身体障害者手帳を所持している	118		18.6%	0.0%	0.8%	75.4%	35.6%	4.2%	5.1%	9.3%	22.0%	
2.療育手帳を所持している	83	26.5%		12.0%	4.8%	54.2%	33.7%	14.5%	3.6%	6.0%	13.3%	
3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関による判定書所持している	12	0.0%	83.3%		8.3%	66.7%	16.7%	33.3%	0.0%	8.3%	8.3%	
4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	18	5.6%	22.2%	5.6%		33.3%	38.9%	11.1%	0.0%	5.6%	5.6%	
5.障害年金を受給している	121	73.6%	37.2%	6.6%	5.0%		38.8%	10.7%	4.1%	9.1%	19.0%	
6.障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給している	63	66.7%	44.4%	3.2%	11.1%	74.6%		12.7%	1.6%	12.7%	25.4%	
7.障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターによる支援を受けている	18	27.8%	66.7%	22.2%	11.1%	72.2%	44.4%		5.6%	0.0%	16.7%	
8.介護保険法によるサービスを利用している	6	100.0%	50.0%	0.0%	0.0%	83.3%	16.7%	16.7%		16.7%	16.7%	
9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を利用している	22	50.0%	22.7%	4.5%	4.5%	50.0%	36.4%	0.0%	4.5%		18.2%	
10.その他の公的な障害者関連制度・機関を利用している	33	78.8%	33.3%	3.0%	3.0%	69.7%	48.5%	9.1%	3.0%	12.1%		
11.上記の公的な障害者関連制度は利用していない												

公的障害者制度の利用状況について無回答の者はここでは集計に含んでいない。

( 1 ) 集計結果の妥当性の評価 ( 捕捉率 )

3 つの設問により障害者と捕捉された者の割合

まず、回答結果の妥当性のための判断として、今回調査対象とした 3 つの設問 ( ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0 ) によると、どの程度の割合の者が、それぞれの設問において障害者として捕捉されたのかを分析した。

なお、3 つの設問 ( ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0 ) における障害者の定義は、インターネット調査と同様としている。詳細は 38 ページ参照。

本節における捕捉率とは、主要な公的障害者制度の利用者に占める各設問に基づく「障害のある者」の割合とする。

( 代替性の観点 )

○すでに公的障害者制度の利用者 ( 紙面調査の回答者 ) については、今回の 3 つの設問における捕捉率はいずれの設問も 40 ~ 60 % 程度の間にとどまっており、新たな設問で「障害のある者」を捕捉する場合には、一定数の者が、公的障害者制度を利用しているにもかかわらず、「障害のある者」として捕捉されないことになる。

○公的障害者制度の利用者については、新たな設問では機能面に着目していることから機能的な意味での障害が少ない可能性や、新たな設問の内容 ( 例 : 健康問題の存在とその一定期間の継続 ) により捕捉されなかった可能性、さらには、公的障害者制度によって適切な支援が行われているために支障等が緩和されているため「障害のある者」と捉えられなかったこと等が可能性として考えられる。

- ・ワシントングループの設問においては、「障害のある者」として捕捉された者は 59.2 % となった。
- ・欧州統計局の設問においては、「障害のある者」として捕捉された者の割合は 43.3 % となった。「健康問題」があることと、日常生活への支障、その継続が定義とされているので、「健康問題がない」と考える回答者が多いことが影響していると考えられる。

以下の図表における有効回答数の考え方は以下である。

<b>ワシントングループの設問：</b>
6つの設問にすべて回答した者、6つの設問にすべて回答したわけではないものの回答した設問において「障害がある」と捕捉された者。
<b>欧州統計局の設問：</b>
「障害がある」と捕捉するための2つの設問に全て回答している者。
<b>WHODAS2.0：</b>
12の質問に対して一部でも回答した結果、スコアが基準値（14.5）を超えた者。

図表 132 各設問により「障害のある者」として捕捉された割合

	ワシントン グループ	欧州統計局	WHODAS2.0
N数	209	209	209
有効回答数	201	203	203
障害のある者の数	119	88	102
障害のある者	59.2%	43.3%	50.2%
障害のない者	40.8%	56.7%	49.8%

#### 公的障害者制度の利用内容ごとの捕捉率

個別の公的障害者制度の利用者ごとに、3つの設問で把握された「障害のある者」の捕捉率について集計を行った。

なお、本節における捕捉率とは、個別の公的障害者制度の利用者に占める各設問に基づく「障害のある者」の割合とする。

なお、WHODAS2.0では、そもそも「障害のある者」の定義は存在しないので、ここでは詳細には言及していない。

- 公的障害者制度により、ワシントングループの設問、欧州統計局の設問の「障害のある者」の捕捉率には差が見られる。これは、既述のように、新たな設問では捉えにくい公的障害者制度の利用者がいることや、既存の公的障害者制度を利用することで日常的・機能的な支障を認識せずに済んでいること、さらには、障害や支障が継続することで慣れてしまい、客観的には支障があるのに本人が支障を認識していない等の理由で「障害のある者」として捕捉されにくくなっていることも理由と考えられる。
- したがって、新たな設問では捕捉率が低い公的障害者制度があることは問題ではなく、制度が機能しているからこそ低い捕捉率になっているとも考えられるし、新たな設問の設問内容の見直しを通じて捕捉率を高めることも検討可能である(例：ワシントン

ループの設問に精神障害に係る設問の導入を検討する等)。

(設問ごとの結果)

- ・ワシントングループの設問では、身体障害者手帳を所持している者の捕捉率が 83.9%、療育手帳を所持している者の捕捉率が 39.8%、障害年金を受給している者の捕捉率が 75.2%、自立支援給付を受給している者の捕捉率が 71.4%となった。
- ・欧州統計局の設問では、身体障害者手帳を所持している者の捕捉率が 54.2%、療育手帳を所持している者の捕捉率が 28.9%、障害年金を受給している者の捕捉率が 52.9%、自立支援給付を受給している者の捕捉率が 66.7%となった。

(設問間の比較)

- ・身体障害者手帳を所持している者については、ワシントングループの設問の捕捉率が最も高く 83.9%である。ワシントングループの設問では具体的な身体障害と結びつきやすい設問(見えにくい、聴き取りにくい等)が含まれていることが理由と考えられる。逆に、欧州統計局の設問の捕捉率は 54.2%と低く、これは、慢性疾患や健康問題についての設問であることから身体障害があっても健康上の問題を感じていない者は捕捉されないことが理由と考えられる。
- ・療育手帳を所持している者については、欧州統計局の設問の捕捉率は 28.9%と低く、やはり、慢性疾患や健康問題についての設問であることから知的障害があっても健康上の問題を感じていない者は捕捉されないことが理由と考えられる。
- ・障害年金を受給している者については、ワシントングループの設問の捕捉率が最も高く 75.2%である。欧州統計局の設問が 52.9%と相対的に低くなっている。
- ・自立支援給付を受給している者についてはワシントングループの設問も捕捉率が相対的に高く 71.4%となった。

以下の図表における有効回答数は、それぞれの設問において「障害がある者」と捕捉された者の数である。

図表 133 公的障害者制度の利用状況と各設問により「障害のある者」として捕捉された者（実数）

（公的障害者制度の利用状況は複数回答）

	本調査で出現した 当該公的障害者 制度の利用者数	ワシントン グループ	欧州統計局	WHODAS2.0
N数	201	201	203	203
『障害のある者』		119	88	102
1.身体障害者手帳を所持している	118	99	64	74
2.療育手帳を所持している	83	33	24	34
3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の 知的障害者判定機関による判定書を所持 している	12	2	2	2
4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	18	4	10	7
5.障害年金を受給している	121	91	64	76
6.障害者総合支援法に基づく自立支援 給付を受給している	63	45	42	42
7.障害者職業センター又は障害者就業・ 生活支援センターによる支援を受けている	18	5	7	7
8.介護保険法によるサービスを利用している	6	6	5	5
9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を 利用している	22	11	17	14
10.その他の公的な障害者関連制度・ 機関を利用している	33	28	24	25

図表 134 公的障害者制度の利用状況と各設問により「障害のある者」として捕捉された者（割合）

（公的障害者制度の利用状況は複数回答）

	本調査で出現した当該公的障害者制度の利用者数	ワシントングループ	欧州統計局	WHODAS2.0
N数	201	201	203	203
『障害のある者』		119	88	102
1.身体障害者手帳を所持している	100.0%	83.9%**	54.2%	62.7%*
2.療育手帳を所持している	100.0%	39.8%	28.9%	41.0%
3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関による判定書を所持している	100.0%	16.7%	16.7%	16.7%
4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	100.0%	22.2%	55.6%	38.9%
5.障害年金を受給している	100.0%	75.2%**	52.9%	62.8%*
6.障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給している	100.0%	71.4%**	66.7%*	66.7%*
7.障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターによる支援を受けている	100.0%	27.8%	38.9%	38.9%
8.介護保険法によるサービスを利用している	100.0%	100.0%**	83.3%**	83.3%**
9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を利用している	100.0%	50.0%	77.3%**	63.6%*
10.その他の公的な障害者関連制度・機関を利用している	100.0%	84.8%**	72.7%**	75.8%**

検討の一つの手がかりとして、60%以上の捕捉率がある場合にセルを淡い強調（\*）及び70%以上の捕捉率がある場合にセルを強調（\*\*）と、段階的に示している。ただし、捕捉率が高いことは代替性の観点からは評価できるが、補完性等の観点からは多様な評価ができることに留意が必要である。

(2) 3つの設問により「障害のある者」として捕捉された者の相互関係・重なり合い  
 公的障害者制度も含めた上での重なり合い

WHODAS2.0は「障害のある者」の定義がないため、本調査研究において仮に置いたスコアに基づく分析である点には留意が必要であるが、今回の調査対象とした3つの設問全てで「障害のある者」として捕捉された者(64名)は「身体障害者手帳を所有」している割合が非常に多い(89.1%)。また、「障害年金を受給」している者も84.4%、「自立支援給付を受給」している者も50.0%で相対的に多い。

図表 135 ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0の「障害のある者」の重なり合いと公的障害者制度の利用状況の関係

(公的障害者制度の利用状況は複数回答)

(上段：実数、下段：割合)

	Q15 あなたの公的な障害者関連制度・機関の利用状況について、お答えください。											
	1.身体障害者手帳を所持している	2.療育手帳を所持している	3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関による判定書を所持している	4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	5.障害年金を受給している	6.障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給している	7.障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターによる支援を受けている	8.介護保険法によるサービスを利用している	9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を利用している	10.その他の公的な障害者関連制度・機関を利用している	11.上記の公的な障害者関連制度は利用していない	
該当者数												
合計	201	117	83	12	18	120	62	18	6	21	33	1
WG,ES,WHODASの全てにおいて「障害のある者」	64	57	20	1	2	54	32	4	4	10	21	0
WG及びESにおいて「障害のある者」(但し、WHODASは「障害のない者」)	6	4	1	0	1	4	3	0	1	0	2	0
ES及びWHODASにおいて「障害のある者」(但し、WGでは「障害のない者」)	7	2	0	0	3	2	4	1	0	2	1	1
WG及びWHODASにおいて「障害のある者」(但し、ESでは「障害のない者」)	19	13	7	0	0	15	5	0	0	1	3	0

	Q15 あなたの公的な障害者関連制度・機関の利用状況について、お答えください。											
	1.身体障害者手帳を所持している	2.療育手帳を所持している	3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関による判定書を所持している	4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	5.障害年金を受給している	6.障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給している	7.障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターによる支援を受けている	8.介護保険法によるサービスを利用している	9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を利用している	10.その他の公的な障害者関連制度・機関を利用している	11.上記の公的な障害者関連制度は利用していない	
該当者数												
合計	201	58.2%	41.3%	6.0%	9.0%	59.7%	30.8%	9.0%	3.0%	10.4%	16.4%	0.5%
WG,ES,WHODASの全てにおいて「障害のある者」	64	89.1%	31.3%	1.6%	3.1%	84.4%	50.0%	6.3%	6.3%	15.6%	32.8%	0.0%
WG及びESにおいて「障害のある者」(但し、WHODASは「障害のない者」)	6	66.7%	16.7%	0.0%	16.7%	66.7%	50.0%	0.0%	16.7%	0.0%	33.3%	0.0%
ES及びWHODASにおいて「障害のある者」(但し、WGでは「障害のない者」)	7	28.6%	0.0%	0.0%	42.9%	28.6%	57.1%	14.3%	0.0%	28.6%	14.3%	14.3%
WG及びWHODASにおいて「障害のある者」(但し、ESでは「障害のない者」)	19	68.4%	36.8%	0.0%	0.0%	78.9%	26.3%	0.0%	0.0%	5.3%	15.8%	0.0%



(ワシントングループの設問及び欧州統計局の設問における「障害のある者」と公的障害者制度の利用者の重なり合い)

紙面調査は、ほとんどの者が公的障害者制度を利用しているため、重なり合いにかかる分析は行わない(ほぼ全員が公的障害者制度の利用者となるため)。

全体的な重なり合い

(ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0の重なり合い)

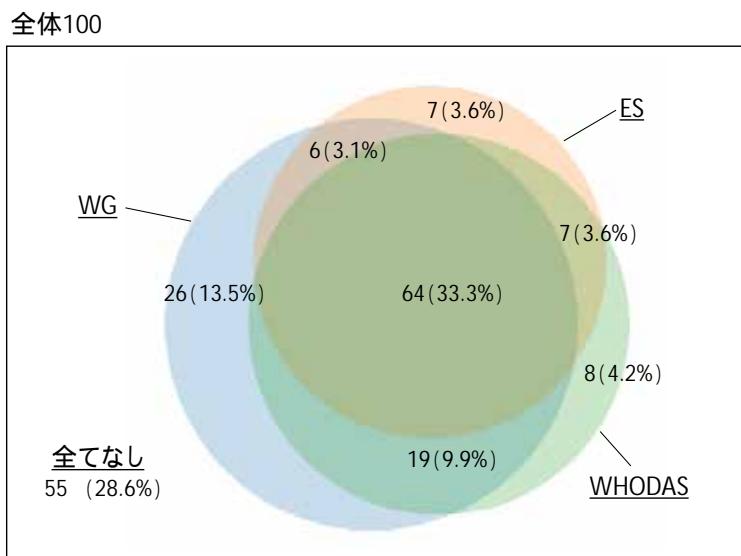
本調査研究の結果、3つの設問によって「障害のある者」として捕捉された者の相互関係・重なり合いは以下ようになった。なお、重なり合いの分析においては、ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0のいずれでも「障害のある者」か「障害のない者」かの判定を行う必要があり、ここでは3つのいずれの設問でも「障害のある者」かどうかの判定が可能な回答をした者(192名)を全体として実施している。

WHODAS2.0は「障害のある者」の定義がないため、本調査研究において仮に置いたスコアに基づく分析である点には留意が必要であるが、3つの設問のいずれかにおいて「障害のある者」に該当するのは137名であり、全体の約71.4%である。

また、3つの設問のいずれにおいても「障害のある者」に該当するのは、64名であり、全体の約33.3%である。

それぞれ、「障害のある者」の定義のある、ワシントングループの設問と欧州統計局の設問について、2つの設問でいずれも「障害のある者」として捕捉された者は70名であり(6+64)、全体の36.5%である。これは、ワシントングループの設問と欧州統計局の設問のそれぞれの設問における「障害のある者」の全体から見ても多く(ワシントングループの設問の対象115名中70名で約60.9%、欧州統計局の設問の対象84名中70名で約83.3%)、ワシントングループの設問と欧州統計局の設問で捕捉された「障害のある者」は重複の割合は多い(特に欧州統計局の設問の「障害のある者」は8割以上がワシントングループの設問でも「障害のある者」として捕捉された)。

図表 136 ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0の「障害のある者」の重なり合い（全サンプル 192 名における割合）



（上段：実数、下段：割合）

WG判定		ES判定		WHO判定	
合計	201	合計	195	合計	192
あり	119	あり	71	あり	64
		なし	45	なし	6
なし	82	あり	14	あり	19
				なし	26
		あり	7	なし	7
		なし	65	あり	8
				なし	55

WG判定		ES判定		WHO判定	
合計	100.0%	合計	100.0%	合計	100.0%
あり	59.2%	あり	36.4%	あり	33.3%
		なし	23.1%	なし	3.1%
なし	40.8%	あり	7.2%	あり	9.9%
				なし	13.5%
		あり	3.6%	なし	3.6%
		なし	33.3%	あり	4.2%
				なし	28.6%

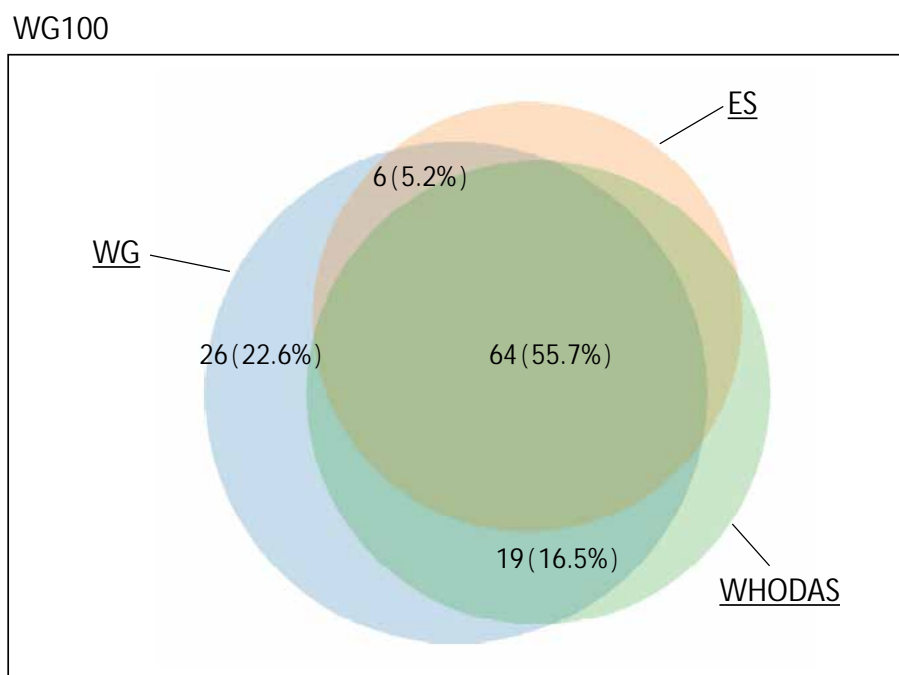
( 3つの設問をそれぞれ全サンプル(100)と見た場合の重なり合い)

ワシントングループの設問で「障害のある者」を全サンプル(100%)として他の2設問における「障害のある者」との重なり具合を見た。ワシントングループの設問で「障害のある者」として捕捉され、かつ欧州統計局の設問・WHODAS2.0でも「障害のある者」として捕捉されたのは55.7%である。

また、欧州統計局の設問との重複は70名(60.9%)、WHODAS2.0との重複は83名(72.2%)とWHODAS2.0の方が重複割合は多い。

なお、他の2つの設問における「障害のある者」には重複しない者も26名(22.6%)となった。

図表 137 ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0の「障害のある者」の重なり合い(ワシントングループの設問で「障害のある者」115名における割合)

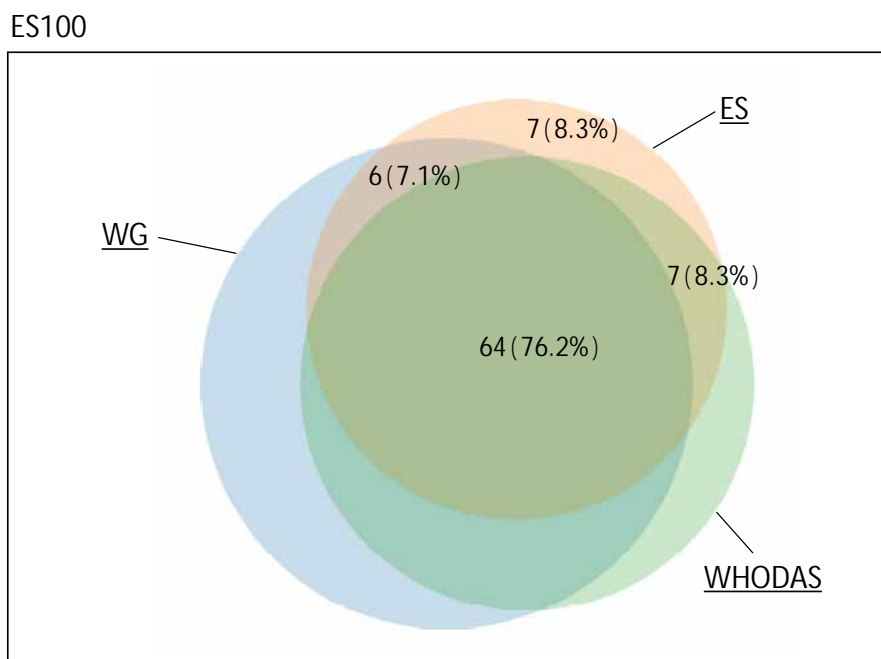


欧州統計局の設問における「障害のある者」を全体（100%）として他の2設問における「障害のある者」との重なり具合を見た。欧州統計局の設問における「障害のある者」として捕捉され、かつワシントングループの設問・WHODAS2.0でも「障害のある者」として捕捉されたのは76.2%である。

また、ワシントングループの設問との重複は70名（84.3%）、WHODAS2.0との重複は70名（83.3%）と、いずれの設問における「障害のある者」との重複も8割を超える。

なお、他の2つの設問における「障害のある者」には重複しない者は7名（8.3%）とわずかである。

図表 138 ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0の「障害のある者」の重なり合い（欧州統計局の設問における「障害のある者」84名における割合）

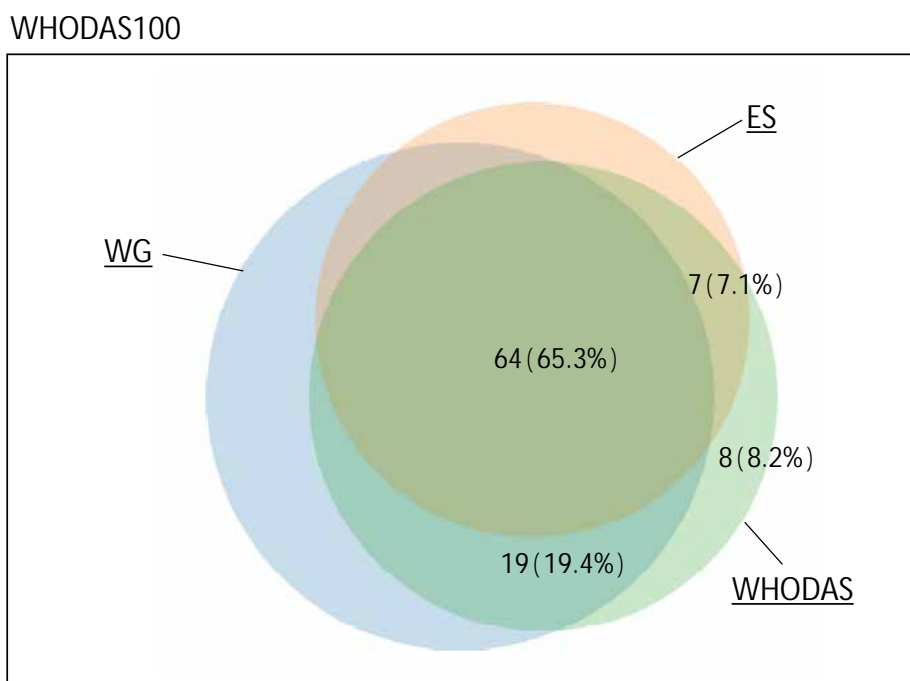


WHODAS2.0で「障害のある者」を全体（100%）として他の2設問における「障害のある者」との重なり具合を見た。WHODAS2.0で「障害のある者」として捕捉され、かつワシントングループの設問・欧州統計局の設問でも「障害のある者」として捕捉されたのは65.3%である。

また、ワシントングループの設問との重複は83名(84.7%)、欧州統計局の設問との重複は71名（72.4%）とワシントングループの設問の方が重複割合は多い。

なお、他の2つの設問における「障害のある者」には重複しない者は8名（8.2%）であり、わずかである。

図表 139 ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0の「障害のある者」の重なり合い（WHODAS2.0で「障害のある者」98名における割合）



### (3) ワシントングループの設問に係る追加分析(気分障害)

ワシントングループの設問における「障害のある者」について、短い設問セットには含まれない気分障害や精神障害に係る設問を加えた場合どの程度の者が「障害のある者」と捕捉されるかということについて分析を行った。

本調査研究では、気分障害に関する設問は以下の2つを尋ねている。

気分障害について、どこまでを「障害のある者」と捉えるかについては、検討チーム構成員によると国際的に合意された明確な定義やルールはないとのことである。

試案的に「毎日」という者を「障害のある者」と捉える場合、「1. 心配や落ち着かない気持ちや不安を感じる」者については、ワシントングループの設問で「障害のない者」のうち、14名が該当する。すると、本設問に回答しており、ワシントングループの設問で「障害のある者」が113名であるので、合算して127(14+113)名となり、本設問のサンプル(194名)に占める割合は65.5%となった。この割合は紙面調査におけるワシントングループの設問の「障害のある者」に占める割合59.2%(p148参照)を約6.3ポイント上回っている。

同様に、「2. 憂鬱を感じる」者については、ワシントングループの設問で「障害のない者」のうち、15名が該当する。すると、本設問に回答しており、ワシントングループの設問で「障害のある者」が110名であるので、合算して125(15+110)名となり、本設問のサンプル(190名)に占める割合は65.8%となった。この割合は紙面調査におけるワシントングループの設問の「障害のある者」に占める割合59.2%(p148参照)を約6.6ポイント上回っている。

なお、「障害のない者」のうち「Q13-1. 心配や落ち着かない気持ちや不安を感じる」・「Q13-2. 憂鬱を感じる」のいずれかに「1. 毎日」と回答した者は20名となった。これに「障害のある者」(119名)を加えると、139名となっており、全サンプルに占める割合は66.5%となった。この割合は紙面調査におけるワシントングループの設問の「障害のある者」に占める割合59.2%(p148参照)を約7.3ポイント上回っている。複数の設問を合わせて検討する場合、全サンプル(209名)を100%として割合を算出している。そのため無回答を除いたサンプルを100%としている上記個別設問部分に記載した割合とは単純比較できないことに留意が必要である。

図表 140 ワシントングループの設問における「障害のある者」と気分障害の設問のクロス集計結果  
(上段：実数、下段：割合)

	Q13						Q13					
	1.心配や落ち着かない気持ちや不安を感じることはどのくらい頻繁にありますか。						2.憂鬱を感じることはどのくらい頻繁にありますか。					
	1.毎日	2.週に1回程度	3.月に1回程度	4.年に2,3回程度	5.全くない	回答者数	1.毎日	2.週に1回程度	3.月に1回程度	4.年に2,3回程度	5.全くない	回答者数
合計	45	33	36	39	41	194	39	31	31	33	56	190
WG障害のある者	31	19	19	24	20	113*	24	14	18	24	30	110*
WG障害のない者	14*	14	17	15	21	81	15*	17	13	9	26	80
合計	23.2%	17.0%	18.6%	20.1%	21.1%	100.0%	20.5%	16.3%	16.3%	17.4%	29.5%	100.0%
WG障害のある者	27.4%	16.8%	16.8%	21.2%	17.7%	100.0%	21.8%	12.7%	16.4%	21.8%	27.3%	100.0%
WG障害のない者	17.3%	17.3%	21.0%	18.5%	25.9%	100.0%	18.8%	21.3%	16.3%	11.3%	32.5%	100.0%

なお、最も厳格な考え方である、「Q13-1.心配や落ち着かない気持ちや不安を感じる」・「Q13-2.憂鬱を感じる」のいずれについても「1.毎日」と回答した者は9となった。これにワシントングループの設問の「障害のある者」(119名)を加えると、128名となっており、全サンプルに占める割合は61.2%となった。この割合は紙面調査におけるワシントングループの設問の「障害のある者」に占める割合59.2%(p148参照)を約2.0ポイント上回っている。

(4) 公的障害者制度の利用者であり、かつ新しい設問で「障害のある者」に該当しない者の分析

ここでは、ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0 のいずれの新たな設問でも「障害のある者」に該当しない者が、どのような者なのかということ进行分析した。

支援の必要性

ア) 支援の必要性

ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0 のいずれの設問でも「障害のある者」に該当しない者は54名おり、日常生活における手助け・見守りの必要性については、「必要としている」とする者は16.7%である。

図表 141 公的障害者制度の利用者であり、かつ新しい設問で「障害のある者」に該当しない者の支援の必要性  
(上段：実数、下段：割合)

	合計	Q14_日常生活における手助けや見守りの必要性について、お答えください。	
		1. 必要としている	2. 必要としていない
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(実数)	54	9	45
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(割合)	100.0%	16.7%	83.3%

イ) 支援が必要な者の自立の状況

ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0 のいずれの設問でも「障害のある者」に該当しない者であって、「日常生活における手助け見守り」を「必要としている」者の自立の状況については、「何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出できる」が約9割である。

図表 142 公的障害者制度の利用者であり、かつ新しい設問で「障害のある者」に該当しない者で、支援を必要とする者が必要とする支援の内容  
(上段：実数、下段：割合)

	合計	Q14.1日常生活の自立の状況について、最も当てはまる状況をお答えください。			
		1.何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出できる	2.屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出できない	3.屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ	4.1日中ベッド上で過ごし、排せつ、食事、着替において介助を要する
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(実数)	9	8	1	0	0
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(割合)	100.0%	88.9%	11.1%	0.0%	0.0%



## 日常生活への影響

### ア) 健康上の問題の日常生活への影響の有無

ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0のいずれの設問でも「障害のある者」に該当しない者は55名おり、「現在、健康上の問題で日常生活に影響がある」者は7.3%である。

図表 143 公的障害者制度の利用者であり、かつ新しい設問で「障害のある者」に該当しない者の健康上の問題による日常生活への影響の有無

(上段：実数、下段：割合)

	合計	Q15 現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか。	
		1.ある	2.ない
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(実数)	55	4	51
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(割合)	100.0%	7.3%	92.7%

### イ) 健康上の問題の影響の内容

ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0のいずれの設問でも「障害のある者」に該当しない者のうち、「現在、健康上の問題で日常生活に影響がある」者について、具体的に表れている影響は以下のようなものである。

「仕事、家事、学業(時間や作業量が制限される)」が75.0%、「日常生活活動(起床、衣服、着脱、食事、入浴など)」、「外出(時間や作業量などが制限される)」、及び「運動(スポーツを含む)」がいずれも50.0%となった。

図表 144 公的障害者制度の利用者であり、かつ新しい設問で「障害のある者」に該当しない者の健康上の問題による日常生活への影響の内容

(内容は複数回答)

(上段：実数、下段：割合)

	合計	Q15_1それはどのようなことに影響がありますか。				
		1.日常生活動作(起床、衣服着脱、食事、入浴など)	2.外出(時間や作業量などが制限される)	3.仕事、家事、学業(時間や作業量などが制限される)	4.運動(スポーツを含む)	5.その他
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(実数)	4	2	2	3	2	0
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(割合)	100.0%	50.0%	50.0%	75.0%	50.0%	0.0%

ウ) 健康上の問題の発生時期

ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0 のいずれの設問でも「障害のある者」に該当しない者のうち、「現在、健康上の問題で日常生活に影響がある」とする者について、影響の要因となる健康上の問題が発生してから経過期間について把握した。その結果は、3つの選択肢である「生まれつき発生している」、「10年以上」、「1年以上5年未満」がそれぞれ同じ割合であった。

図表 145 公的障害者制度の利用者であり、かつ新しい設問で「障害のある者」に該当しない者の日常生活に影響を与える健康問題の発生時期

(上段：実数、下段：割合)

	合計	Q15.2日常生活への影響の要因となった健康上の問題が発生してからどれくらい経過しましたか。						
		1.生まれつき発生している	2.10年以上	3.5年以上10年未満	4.1年以上5年未満	5.6ヶ月以上1年未満	6.1ヶ月以上6ヶ月未満	7.1ヶ月未満
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(実数)	3	1	1	0	1	0	0	0
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(割合)	100.0%	33.3%	33.3%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%

( 5 ) 3つの設問により「障害のある者」として捕捉された者の特徴

以下では、本調査研究で尋ねている、「日常生活の状況」や「仕事の状況」について、本調査研究で捕捉された「障害のある者」が「障害のない者」と比較して、どのような状況であるのかを分析した。

ただし、WHODAS2.0は「障害のある者」の定義がないため、ここでは、「障害のある者」の定義があるワシントングループの設問と欧州統計局の設問の2つの設問を中心に分析を行っている。

分析の視点としては、2つの設問(ワシントングループの設問と欧州統計局の設問)で捕捉された「障害のある者」について、以下の2つの視点を中心に分析を行った。

< 視点 >

「障害のある者」と「障害のない者」で日常生活の状況や仕事の状況に差異があるか

新たな設問・定義で「障害のある者」を捕捉することで、意味のある違いを捉えることができるか、また、「障害のある者」の方が支援を求めている、社会経済的に不利な立場にあることがわかるか。

日常生活の状況における特徴・相互比較

ア) 日常生活の手助け・見守りの必要性

ここでは「障害のある者/ない者」で手助け・見守りの必要性が異なるかを分析した。  
(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「日常生活における手助けや見守りの必要性」に関しては、「必要としている」者の割合は「障害のある者」の方が多い。

・ワシントングループの設問における「障害のある者」は75.4%必要としており、「障害のない者」は23.5%が必要としている。

○ただし、「障害のある者」でも、24.6%は日常生活の手助け・見守りを必要としていない。

図表 146 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の日常生活における手助け・見守りの必要性  
(上段：実数、下段：割合)

		Q11		
		日常生活における手助けや見守りの必要性について、お答えください。		
		1.必要としている	2.必要としていない	合計
合計		108	91	199
実数	WG障害のある者	89	29	118
	WG障害のない者	19	62	81
合計		54.3%	45.7%	100.0%
割合	WG障害のある者	75.4%	24.6%	100.0%
	WG障害のない者	23.5%	76.5%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「日常生活における手助けや見守りの必要性」に関しては、「必要としている」者の割合は「障害のある者」の方が多い。

・欧州統計局の設問における「障害のある者」は77.3%必要としており、「障害のない者」は32.7%が必要としている。

○ただし、「障害のある者」でも、22.7%は日常生活の手助け・見守りを必要としていない。

図表 147 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の日常生活における手助け・見守りの必要性  
(上段：実数、下段：割合)

		Q11		
		日常生活における手助けや見守りの必要性について、お答えください。		
		1.必要としている	2.必要としていない	合計
合計		105	96	201
実数	ES障害のある者	68	20	88
	ES障害のない者	37	76	113
合計		52.2%	47.8%	100.0%
割合	ES障害のある者	77.3%	22.7%	100.0%
	ES障害のない者	32.7%	67.3%	100.0%

イ) 健康上の問題の日常生活への影響

ここでは「障害のある者/ない者」で健康問題の日常生活への影響が異なるかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「健康上の問題による日常生活への影響」に関しては、「影響がある」者の割合は「障害のある者」の方が相対的に多い。

・ワシントングループの設問における「障害のある者」は68.6%が影響があるとしており、「障害のない者」は25.0%が影響があるとしている。

○ただし、「障害のある者」でも、31.4%は健康上の問題による日常生活への影響がない。

図表 148 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響

(上段：実数、下段：割合)

		Q12		
		現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか。		
		1.ある	2.ない	合計
合計		101	97	198
実数	WG障害のある者	81	37	118
	WG障害のない者	20	60	80
合計		51.0%	49.0%	100.0%
割合	WG障害のある者	68.6%	31.4%	100.0%
	WG障害のない者	25.0%	75.0%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「健康上の問題による日常生活への影響」に関しては、「影響がある」者の割合は「障害のある者」の方が相対的に多い。

・欧州統計局の設問における「障害のある者」は93.2%が影響があるとしており、「障害のない者」は16.8%が影響があるとしている。

○「障害のある者」で健康上の問題による日常生活への影響がない者は6.8%にとどまる。

図表 149 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響  
(上段：実数、下段：割合)

		Q12		
		現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか。		
		1.ある	2.ない	合計
合計		101	100	201
実数	ES障害のある者	82	6	88
	ES障害のない者	19	94	113
合計		50.2%	49.8%	100.0%
割合	ES障害のある者	93.2%	6.8%	100.0%
	ES障害のない者	16.8%	83.2%	100.0%

なお、参考的に、欧州統計局の設問における「障害のある者」と定義される要件の1つである、「健康問題による日常の一般的な活動における支障」の有無・程度と、「健康上の問題による日常生活への影響」のクロス集計・分析を実施した。

以下の集計によると、「健康上の問題による日常生活への影響」はあるものの、「全く支障がない」と回答している者が14.6%（15名）存在し、影響までは感じるものの具体的な支障までは感じていない者は、必ずしも多くはないものの一定数存在することが確認された。

多くの者（以下では35.0% + 50.5% = 85.5%）にとっては、「影響がある」とことと「支障がある」とことはほぼ同義と捉えて回答されていると考えられるが、一部の者（14.6%の者）にとっては、同じ健康問題を理由・背景としていても、「影響がある」ということと、「支障がある」ということは別のこと（「影響がある」場合でも「支障」までは認識されていないケースがある）として認識・回答されていることがわかる。

図表 150 健康問題による「日常生活の影響」と「一般的な活動における支障」の関係  
（上段：実数、下段：割合）

Q7.健康問題による日常の一般的な活動における支障		1.非常に支障がある	2.ある程度支障がある	3.全く支障がない	合計
Q12.(実数) 健康上の問題による日常生活への影響	合計	37	62	105	204
	1.ある	36	52	15	103
	2.ない	1	10	90	101
Q12.(割合) 健康上の問題による日常生活への影響	合計	18.1%	30.4%	51.5%	100.0%
	1.ある	35.0%	50.5%	14.6%	100.0%
	2.ない	1.0%	9.9%	89.1%	100.0%



ウ) 健康上の問題の発生時期

ここでは「障害のある者/ない者」で健康問題の発生時期が異なるのかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「健康上の問題による日常生活への影響」に関しては、「影響がある」者のうち、健康上の問題が発生してからの期間を把握すると、「生まれつき発生している」者の割合がやや多い。

・ワシントングループの設問における「障害のある者」は43.9%が「生まれつき発生」しており、「障害のない者」は38.5%が「生まれつき発生」している。

図表 151 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響の発生からの経過時間

(上段：実数、下段：割合)

		Q12S2							
		日常生活への影響の要因となった健康上の問題が発生してからどれくらい経過しましたか。							
		1.生まれつき発生している	2.10年以上	3.5年以上10年未満	4.1年以上5年未満	5.6ヶ月以上1年未満	6.1ヶ月以上6ヶ月未満	7.1ヶ月未満	合計
合計		34	34	2	5	2	0	2	79
実数	WG障害のある者	29	28	2	4	2	0	1	66
	WG障害のない者	5	6	0	1	0	0	1	13
合計		43.0%	43.0%	2.5%	6.3%	2.5%	0.0%	2.5%	100.0%
割合	WG障害のある者	43.9%	42.4%	3.0%	6.1%	3.0%	0.0%	1.5%	100.0%
	WG障害のない者	38.5%	46.2%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	7.7%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「健康上の問題による日常生活への影響」に関しては、「影響がある」者のうち、健康上の問題が発生してからの期間を把握すると、「生まれつき発生」及び「10年以上」とする者の割合がやや多い。

- ・欧州統計局の設問における「障害のある者」は40.0%が「生まれつき発生」としており、「障害のない者」は53.3%が「生まれつき発生」としている。
- ・欧州統計局の設問における「障害のある者」は47.7%が「10年以上」としており、「障害のない者」は33.3%が「10年以上」としている。

図表 152 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響の発生からの経過時間

(上段：実数、下段：割合)

		Q12S2							
		日常生活への影響の要因となった健康上の問題が発生してからどれくらい経過しましたか。							
		1.生まれつき発生している	2.10年以上	3.5年以上10年未満	4.1年以上5年未満	5.6ヶ月以上1年未満	6.1ヶ月以上6ヶ月未満	7.1ヶ月未満	合計
合計		34	36	2	5	2	0	1	80
実数	ES障害のある者	26	31	2	4	1	0	1	65
	ES障害のない者	8	5	0	1	1	0	0	15
合計		42.5%	45.0%	2.5%	6.3%	2.5%	0.0%	1.3%	100.0%
割合	ES障害のある者	40.0%	47.7%	3.1%	6.2%	1.5%	0.0%	1.5%	100.0%
	ES障害のない者	53.3%	33.3%	0.0%	6.7%	6.7%	0.0%	0.0%	100.0%

エ) 心の状況(気分障害)との関係(1:心配・不安等を感じる頻度)

ここでは「障害のない者」でも気分障害(心配・不安等)を感じるのか、どの程度かを分析した。(本ページの図表は比較しやすさ、見やすさのために再掲している。)

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「心配や落ち着かない気持ちや不安を感じることの頻度」に関して、「毎日」もしくは「週に1回程度」と回答する、相対的に頻度が高い者についてみると、ワシントングループの設問では「障害のない者」であっても、「毎日」が17.3%であり、「週に1回程度」が17.3%、あわせて約34.6%である。気分障害についてはそもそもワシントングループの設問では尋ねていないため、気分障害の者であっても、一定数が「障害のある者」とみなされなくなっている可能性がある。

図表 153 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の気分障害有無(心配・不安等を感じる頻度)

(上段:実数、下段:割合) 本表については再掲である。

		Q13					
		1.心配や落ち着かない気持ちや不安を感じることはどのくらい頻繁にありますか。					
		1.毎日	2.週に1回程度	3.月に1回程度	4.年に2、3回程度	5.全くない	合計
合計		45	33	36	39	41	194
実数	WG障害のある者	31	19	19	24	20	113
	WG障害のない者	14	14	17	15	21	81
合計		23.2%	17.0%	18.6%	20.1%	21.1%	100.0%
割合	WG障害のある者	27.4%	16.8%	16.8%	21.2%	17.7%	100.0%
	WG障害のない者	17.3%	17.3%	21.0%	18.5%	25.9%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「心配や落ち着かない気持ちや不安を感じることの頻度」に関して、「毎日」もしくは「週に1回程度」と回答する、相対的に頻度が高い者についてみると、欧州統計局の設問では「障害のない者」であっても、「毎日」が14.9%であり、「週に1回程度」が15.8%、あわせて約30.7%である。気分障害については欧州統計局の設問では明確には尋ねていないため、気分障害の者であっても、一定数が「障害のある者」とみなされなくなっている可能性がある。

図表 154 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の気分障害有無（心配・不安等を感じる頻度）  
（上段：実数、下段：割合）

		Q13					
		1.心配や落ち着かない気持ちや不安を感じることはどのくらい頻繁にありますか。					
		1.毎日	2.週に1回程度	3.月に1回程度	4.年に2、3回程度	5.全くない	合計
合計		47	31	36	40	43	197
実数	ES障害のある者	30	13	13	18	9	83
	ES障害のない者	17	18	23	22	34	114
合計		23.9%	15.7%	18.3%	20.3%	21.8%	100.0%
割合	ES障害のある者	36.1%	15.7%	15.7%	21.7%	10.8%	100.0%
	ES障害のない者	14.9%	15.8%	20.2%	19.3%	29.8%	100.0%

オ) 心の状況(気分障害)との関係(2:心配・不安等を感じる頻度)

ここでは「障害のない者」でも気分障害(憂鬱)を感じるのか、どの程度かを分析した。(本ページの図表は比較しやすさ、見やすさのために再掲している。)

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「憂鬱を感じることの頻度」に関して、「毎日」もしくは「週に1回程度」と回答する、相対的に頻度が高い者についてみると、ワシントングループの設問では「障害のない者」であっても、「毎日」が18.8%であり、「週に1回程度」が21.3%、あわせて約40.1%である。気分障害についてはワシントングループの設問では明確には尋ねていないため、気分障害の者であっても、一定数が「障害のある者」とみなされなくなっている可能性がある。

図表 155 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の気分障害有無(憂鬱を感じる頻度)

(上段:実数、下段:割合) 本表については再掲である。

		Q13					
		2.憂鬱を感じることはどのくらい頻繁にありますか。					
		1.毎日	2.週に1回程度	3.月に1回程度	4.年に2、3回程度	5.全くない	合計
合計		39	31	31	33	56	190
実数	WG障害のある者	24	14	18	24	30	110
	WG障害のない者	15	17	13	9	26	80
合計		20.5%	16.3%	16.3%	17.4%	29.5%	100.0%
割合	WG障害のある者	21.8%	12.7%	16.4%	21.8%	27.3%	100.0%
	WG障害のない者	18.8%	21.3%	16.3%	11.3%	32.5%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「憂鬱を感じることの頻度」に関して、「毎日」もしくは「週に1回程度」と回答する、相対的に頻度が高い者についてみると、欧州統計局の設問では「障害のない者」であっても、「毎日」が16.7%であり、「週に1回程度」が12.3%、あわせて約28.9%である。

図表 156 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の気分障害有無（憂鬱を感じる頻度）  
（上段：実数、下段：割合）

		Q13					
		2. 憂鬱を感じることはどのくらい頻繁にありますか。					
		1. 毎日	2. 週に1回程度	3. 月に1回程度	4. 年に2、3回程度	5. 全くない	合計
合計		40	30	32	33	58	193
実数	ES障害のある者	21	16	14	14	14	79
	ES障害のない者	19	14	18	19	44	114
合計		20.7%	15.5%	16.6%	17.1%	30.1%	100.0%
割合	ES障害のある者	26.6%	20.3%	17.7%	17.7%	17.7%	100.0%
	ES障害のない者	16.7%	12.3%	15.8%	16.7%	38.6%	100.0%

カ) 通院・買い物の困難性

ここでは「障害のある者/ない者」で通院・買い物の困難性が異なるのかを分析した。  
 (ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「通院・買い物の困難性」に関しては、「困難なことがある」者の割合は「障害のある者」の方が多い。

・ワシントングループの設問における「障害のある者」は55.1%が「困難なことがある」としており、「障害のない者」は16.0%しか「困難なことがある」としていない。

図表 157 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の通院・買い物の困難性  
 (上段：実数、下段：割合)

		Q14 あなたは、肉体的、精神的、情緒的な問題から、一人で病院に行ったり買い物に行ったりすることが困難なことがありますか。		
		1.困難なことがある	2.困難なことはない	合計
合計		78	121	199
実数	WG障害のある者	65	53	118
	WG障害のない者	13	68	81
合計		39.2%	60.8%	100.0%
割合	WG障害のある者	55.1%	44.9%	100.0%
	WG障害のない者	16.0%	84.0%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「通院・買い物」の困難性に関しては、「困難なことがある」者の割合は「障害のある者」の方が多い。

・欧州統計局の設問における「障害のある者」は72.7%が困難としており、「障害のない者」は12.3%しか「困難なことがある」としていない。

図表 158 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の通院・買物の困難性

(上段：実数、下段：割合)

		Q14 あなたは、肉体的、精神的、情緒的な問題から、一人で病院に行ったり 買い物に行ったりすることが困難なことが		
		1.困難なことがある	2.困難なことはない	合計
合計		78	124	202
実数	ES障害のある者	64	24	88
	ES障害のない者	14	100	114
合計		38.6%	61.4%	100.0%
割合	ES障害のある者	72.7%	27.3%	100.0%
	ES障害のない者	12.3%	87.7%	100.0%



### 就労状況における特徴・相互比較

以下の就労状況に係る設問においては、冒頭、「仕事あり」か、「仕事なし」か、を選択していただき、その回答結果に応じて回答いただく設問が分岐する構成になっている。

「仕事あり」は、さらに「主に仕事をしている」、「主に家事で仕事あり」、「主に通学で仕事あり」、「その他」の選択肢に分かれているが、「仕事あり」については、以下の注意書きを記載の上で回答していただいている。

したがって、本調査研究においては、福祉的就労も「仕事あり」と回答していただく形式になっており、本節「就労状況における特徴・相互比較」においては、「仕事あり」は全て福祉的就労も含んでいることに留意が必要（就業日数や就業時間、勤務形態や勤め先における呼称についても、福祉的就労の者も含んで回答していただいている）。

#### 「仕事の有無」に係る冒頭の設問の注記

「無給で自家営業の手伝いをした場合、育児休業や介護休業のため、一時的に仕事を休んでいる場合、福祉的就労で工賃を得ている場合も『仕事あり』とします。PTA役員やボランティアなど無報酬の活動は『仕事なし』とします。なお、家事には、育児、介護などを含めます。」

ア) 前月中の仕事の有無

ここでは「障害のある者/ない者」で仕事の有無や内容が異なるのかを分析した。  
 (ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

- 「前月中の仕事の有無」に関しては、「仕事あり(主に仕事をしている)」の者の割合は「障害のある者」と「障害のない者」とを比較すると、「障害のない者」の方が多い。
- ・ワシントングループの設問における「障害のある者」では67.2%であり、「障害のない者」は87.8%である。
  - ・なお、「仕事なし(その他)」とする者は、「障害のある者」で22.4%、「障害のない者」で2.4%と、「障害のある者」が多い。

図表 159 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月の仕事状況  
 (上段：実数、下段：割合)

		Q16							
		あなたの前月中の仕事の状況について、お答えください。							
		1.(仕事あり)主に仕事をしている	2.(仕事あり)主に家事で仕事あり	3.(仕事あり)主に通学で仕事あり	4.(仕事あり)その他	5.(仕事なし)通学	6.(仕事なし)家事	7.(仕事なし)その他	合計
合計		150	3	0	9	1	7	28	198
実数	WG障害のある者	78	1	0	6	1	4	26	116
	WG障害のない者	72	2	0	3	0	3	2	82
合計		75.8%	1.5%	0.0%	4.5%	0.5%	3.5%	14.1%	100.0%
割合	WG障害のある者	67.2%	0.9%	0.0%	5.2%	0.9%	3.4%	22.4%	100.0%
	WG障害のない者	87.8%	2.4%	0.0%	3.7%	0.0%	3.7%	2.4%	100.0%

( 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

- 「前月中の仕事の有無」に関しては、「仕事あり(主に仕事をしている)」の者の割合は「障害のある者」と「障害のない者」とを比較すると、「障害のない者」の方が多い。
- ・欧州統計局の設問における「障害のある者」では 61.6%であり、「障害のない者」は 87.6%である。
- ・なお、「仕事なし(その他)」とする者は、「障害のある者」で 23.3%、「障害のない者」で 6.2%と、「障害のある者」が多い。

図表 160 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月の仕事状況

( 上段：実数、下段：割合 )

		Q16							
		あなたの前月中の仕事の状況について、お答えください。							
		1.(仕事あり)主に仕事をしている	2.(仕事あり)主に家事で仕事あり	3.(仕事あり)主に通学で仕事あり	4.(仕事あり)その他	5.(仕事なし)通学	6.(仕事なし)家事	7.(仕事なし)その他	合計
合計		152	3	0	9	1	7	27	199
実数	ES障害のある者	53	2	0	3	1	7	20	86
	ES障害のない者	99	1	0	6	0	0	7	113
合計		76.4%	1.5%	0.0%	4.5%	0.5%	3.5%	13.6%	100.0%
割合	ES障害のある者	61.6%	2.3%	0.0%	3.5%	1.2%	8.1%	23.3%	100.0%
	ES障害のない者	87.6%	0.9%	0.0%	5.3%	0.0%	0.0%	6.2%	100.0%

イ) 就業日数、就業時間 (1 : 就業日数)

ここでは「障害のある者/ない者」で就業日数・就業時間が異なるのかを分析した。  
(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「1週間の仕事をした日数」に関しては、「障害のない者」の方が「障害のある者」よりも日数が多い者の割合が多い。

- ・例えば、一般的な1週間の営業日である「5日」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は64.7%であり、「障害のない者」は76.4%である。
- ・逆に、「3日」を例にとると、「障害のある者」で9.4%、「障害のない者」で2.8%と「障害のある者」の方が相対的に多い。

図表 161 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月中の就業日数  
(上段：実数、下段：割合)

		Q17							
		1週間の仕事をした日数							
		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計
合計		4	2	10	16	110	13	2	157
実数	WG障害のある者	2	1	8	10	55	7	2	85
	WG障害のない者	2	1	2	6	55	6	0	72
合計		2.5%	1.3%	6.4%	10.2%	70.1%	8.3%	1.3%	100.0%
割合	WG障害のある者	2.4%	1.2%	9.4%	11.8%	64.7%	8.2%	2.4%	100.0%
	WG障害のない者	2.8%	1.4%	2.8%	8.3%	76.4%	8.3%	0.0%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「1週間の仕事をした日数」に関しては、「障害のない者」の方が「障害のある者」よりも日数が多い者の割合が多い。

- ・例えば、一般的な1週間の営業日である「5日」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は55.2%であり、「障害のない者」は77.7%である。
- ・逆に、「3日」を例にとると、「障害のある者」で8.6%、「障害のない者」で4.9%と「障害のある者」の方が相対的に多い。

図表 162 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月中の就業日数

(上段：実数、下段：割合)

		Q17							
		1週間の仕事をした日数							
		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計
合計		4	2	10	18	112	13	2	161
実数	ES障害のある者	2	1	5	8	32	8	2	58
	ES障害のない者	2	1	5	10	80	5	0	103
合計		2.5%	1.2%	6.2%	11.2%	69.6%	8.1%	1.2%	100.0%
割合	ES障害のある者	3.4%	1.7%	8.6%	13.8%	55.2%	13.8%	3.4%	100.0%
	ES障害のない者	1.9%	1.0%	4.9%	9.7%	77.7%	4.9%	0.0%	100.0%

ウ) 就業日数、就業時間 ( 2 : 就業時間 )

ここでは「障害のある者 / ない者」で就業日数・就業時間が異なるのかを分析した。  
 (ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「前月中の就業時間」に関しては、「障害のある者」と「障害のない者」で明確な差は見られない。

- ・例えば、労働基本法上の勤務時間 ( 週間 40 時間 ) に加えて一定の残業をしたと考え、「41～50 時間」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は 14.5% であり、「障害のない者」は 6.9% である。
- ・しかし、「31～40 時間」についてみると、「障害のある者」は 39.8% であり、「障害のない者」は 44.4% である。
- ・また、「1～10 時間」と最も少ない分類では、「障害のある者」は 22.9%、「障害のない者」は 20.8% となった。

図表 163 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月中の就業時間  
 ( 上段 : 実数、下段 : 割合 )

		Q17								
		1週間の残業も含めた総時間								
		1-10時間	11-20時間	21-30時間	31-40時間	41-50時間	51-60時間	61-70時間	71時間-	合計
合計		34	10	25	65	17	3	1	0	155
実数	WG障害のある者	19	7	9	33	12	2	1	0	83
	WG障害のない者	15	3	16	32	5	1	0	0	72
合計		21.9%	6.5%	16.1%	41.9%	11.0%	1.9%	0.6%	0.0%	100.0%
割合	WG障害のある者	22.9%	8.4%	10.8%	39.8%	14.5%	2.4%	1.2%	0.0%	100.0%
	WG障害のない者	20.8%	4.2%	22.2%	44.4%	6.9%	1.4%	0.0%	0.0%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「前月中の就業時間」に関しては、「障害のある者」と「障害のない者」で明確な差は見られない。

- ・例えば、労働基本法上の勤務時間（週間 40 時間）に加えて一定の残業をしたと考え、「41～50 時間」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は 12.3%であり、「障害のない者」は 8.8%である。
- ・しかし、「31～40 時間」についてみると、「障害のある者」は 36.8%であり、「障害のない者」は 42.2%である。
- ・また、「1～10 時間」と最も少ない分類では、「障害のある者」は 17.5%、「障害のない者」は 26.5%となった。

図表 164 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月中の就業時間

(上段：実数、下段：割合)

		Q17								
		1週間の残業も含めた総時間								
		1-10時間	11-20時間	21-30時間	31-40時間	41-50時間	51-60時間	61-70時間	71時間-	合計
合計		37	11	26	64	16	4	1	0	159
実数	ES障害のある者	10	6	10	21	7	2	1	0	57
	ES障害のない者	27	5	16	43	9	2	0	0	102
合計		23.3%	6.9%	16.4%	40.3%	10.1%	2.5%	0.6%	0.0%	100.0%
割合	ES障害のある者	17.5%	10.5%	17.5%	36.8%	12.3%	3.5%	1.8%	0.0%	100.0%
	ES障害のない者	26.5%	4.9%	15.7%	42.2%	8.8%	2.0%	0.0%	0.0%	100.0%

エ) 1年間の収入又は収益

ここでは「障害のある者/ない者」で収入や収益が異なるのかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「1年間の収入又は収益」に関しては、「障害のある者」と「障害のない者」の大きな差異は見られないが、「障害のある者」は、最も年収が低い層の者が相対的に多い可能性がある。

- ・例えば、日本人の平均年収水準である「400～499万円」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は9.5%であり、「障害のない者」は2.7%である。
- ・ただし、最も低い年収水準である「収入なし/50万円未満」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は11.9%であり、「障害のない者」は8.2%である。

図表 165 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の1年間の収入又は収益  
(上段：実数、下段：割合)

		Q19																	
		主な仕事からの1年間の収入又は収益(税込み)について、お答えください。																	
		1.収入なし /50万円 未満	2.50 ～ 99 万円	3.100 ～ 149 万円	4.150 ～ 199 万円	5.200 ～ 249 万円	6.250 ～ 299 万円	7.300 ～ 399 万円	8.400 ～ 499 万円	9.500 ～ 599 万円	10.600 ～ 699 万円	11.700 ～ 799 万円	12.800 ～ 899 万円	13.900 ～ 999 万円	14.1000 ～ 1249 万円	15.1250 ～ 1499 万円	16.1500 万円以上	17.わか らない	合計
	合計	16	14	32	38	14	7	13	10	7	1	0	2	1	2	0	0	0	157
実数	WG障害のある者	10	10	14	10	7	4	11	8	7	0	0	2	0	1	0	0	0	84
	WG障害のない者	6	4	18	28	7	3	2	2	0	1	0	0	1	1	0	0	0	73
	割合	10.2%	8.9%	20.4%	24.2%	8.9%	4.5%	8.3%	6.4%	4.5%	0.6%	0.0%	1.3%	0.6%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
割合	WG障害のある者	11.9%	11.9%	16.7%	11.9%	8.3%	4.8%	13.1%	9.5%	8.3%	0.0%	0.0%	2.4%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	WG障害のない者	8.2%	5.5%	24.7%	36.4%	9.6%	4.1%	2.7%	2.7%	0.0%	1.4%	0.0%	1.4%	1.4%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%



(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「1年間の収入又は収益」に関しては、「障害のある者」と「障害のない者」の大きな差異は見られないが、「障害のある者」は、最も年収が低い層の者が相対的に多い可能性はある。

- ・例えば、日本人の平均年収水準である「400～499万円」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は7.0%であり、「障害のない者」は5.8%である。
- ・ただし、最も低い年収水準である「収入なし/50万円未満」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は12.3%であり、「障害のない者」は8.7%である。

図表 166 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の1年間の収入又は収益  
(上段：実数、下段：割合)

		Q19																	
		主な仕事からの1年間の収入又は収益(税込み)について、お答えください。																	
		1.収入なし /50万円 未満	2.50 ～ 99 万円	3.100 ～ 149 万円	4.150 ～ 199 万円	5.200 ～ 249 万円	6.250 ～ 299 万円	7.300 ～ 399 万円	8.400 ～ 499 万円	9.500 ～ 599 万円	10.600 ～ 699 万円	11.700 ～ 799 万円	12.800 ～ 899 万円	13.900 ～ 999 万円	14.1000 ～ 1249 万円	15.1250 ～ 1499 万円	16.1500 万円以上	17.わか らない	合計
	合計	16	14	35	38	12	7	14	10	8	1	0	2	1	2	0	0	0	160
実数	ES障害のある者	7	8	11	10	4	4	7	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	57
	ES障害のない者	9	6	24	28	8	3	7	6	6	1	0	2	1	2	0	0	0	103
	合計	10.0%	8.8%	21.9%	23.8%	7.5%	4.4%	8.8%	6.3%	5.0%	0.6%	0.0%	1.3%	0.6%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
割合	ES障害のある者	12.3%	14.0%	19.3%	17.5%	7.0%	7.0%	12.3%	7.0%	3.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	ES障害のない者	8.7%	5.8%	23.3%	27.2%	7.8%	2.9%	6.8%	5.8%	5.8%	1.0%	0.0%	1.9%	1.0%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

オ) 勤務形態

ここでは「障害のある者/ない者」で勤務形態が異なるのかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「勤務形態」に関しては、「一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者)」については「障害のある者」の方が多いものの、「一般常雇者(契約期間が1年以上の雇用者)」や「1月以上1年未満の契約の雇用者」については「障害のない者」が多く、「障害のある者」の方がむしろ有利な勤務形態となっている。

- ・例えば、「一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者)」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は42.7%であり、「障害のない者」は35.1%である。
- ・また、「一般常雇者(契約期間が1年以上の雇用者)」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は20.7%であり、「障害のない者」は31.1%である。
- ・一方、「1月以上1年未満の契約の雇用者」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は12.2%であり、「障害のない者」は18.9%である。

図表 167 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の勤務形態

(上段：実数、下段：割合)

		Q20										
		主な仕事について、お勤めの形態、自営の形態等についてお答えください。										
		1.一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者)	2.一般常雇者(契約期間が1年以上の雇用者)	3.1月以上1年未満の契約の雇用者	4.日々又は1月未満の契約の雇用者	5.会社・団体等の役員	6.自営業主(雇人あり)	7.自営業主(雇人なし)	8.家族従業員(自家営業の手伝い)	9.内職	10.その他	合計
合計		61	40	24	0	14	1	3	2	2	9	156
実数	WG障害のある者	35	17	10	0	11	0	2	0	1	6	82
	WG障害のない者	26	23	14	0	3	1	1	2	1	3	74
合計		39.1%	25.6%	15.4%	0.0%	9.0%	0.6%	1.9%	1.3%	1.3%	5.8%	100.0%
割合	WG障害のある者	42.7%	20.7%	12.2%	0.0%	13.4%	0.0%	2.4%	0.0%	1.2%	7.3%	100.0%
	WG障害のない者	35.1%	31.1%	18.9%	0.0%	4.1%	1.4%	1.4%	2.7%	1.4%	4.1%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「勤務形態」に関しては、「一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者)」については「障害のある者」の方が多いものの、「一般常雇者(契約期間が1年以上の雇用者)」や「1月以上1年未満の契約の雇用者」については「障害のない者」が多く、「障害のある者」の方がむしろ有利な勤務形態となっている。

- ・例えば、「一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者)」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は50.9%であり、「障害のない者」は34.6%である。
- ・また、「一般常雇者(契約期間が1年以上の雇用者)」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は20.0%であり、「障害のない者」は26.9%である。
- ・一方、「1月以上1年未満の契約の雇用者」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は7.3%であり、「障害のない者」は18.3%である。

図表 168 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の勤務形態  
(上段：実数、下段：割合)

		Q20										
		主な仕事について、お勤めの形態、自営の形態等についてお答えください。										
		1.一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者)	2.一般常雇者(契約期間が1年以上の雇用者)	3.1月以上1年未満の契約の雇用者	4.日々又は1月未満の契約の雇用者	5.会社・団体等の役員	6.自営業主(雇人あり)	7.自営業主(雇人なし)	8.家族従業者(自家営業の手伝い)	9.内職	10.その他	合計
合計		64	39	23	0	15	1	4	2	2	9	159
実数	ES障害のある者	28	11	4	0	4	1	3	0	1	3	55
	ES障害のない者	36	28	19	0	11	0	1	2	1	6	104
合計		40.3%	24.5%	14.5%	0.0%	9.4%	0.6%	2.5%	1.3%	1.3%	5.7%	100.0%
割合	ES障害のある者	50.9%	20.0%	7.3%	0.0%	7.3%	1.8%	5.5%	0.0%	1.8%	5.5%	100.0%
	ES障害のない者	34.6%	26.9%	18.3%	0.0%	10.6%	0.0%	1.0%	1.9%	1.0%	5.8%	100.0%

カ) 勤め先での呼称 (契約形態)

ここでは「障害のある者/ない者」で勤め先での呼称が異なるのかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「勤務形態」に関しては、「正規の職員・従業員」は「障害のある者」が多く、「契約社員」は「障害のない者」が多い。「パート」や「アルバイト」については大きな差は見られない。

- ・特に差がみられるのは以下の契約形態である。
- ・「正規の職員・従業員」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は52.2%であり、「障害のない者」は33.8%である。
- ・また、「契約社員」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は13.4%であり、「障害のない者」は33.8%である。

図表 169 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の勤め先での呼称 (契約形態)  
(上段：実数、下段：割合)

		Q21							
		主な仕事について、勤め先での呼称をお答えください。							
		1.正規の職員・従業員	2.パート	3.アルバイト	4.労働者派遣事業所の派遣社員	5.契約社員	6.嘱託	7.その他	合計
合計		58	21	10	1	32	7	6	135
実数	WG障害のある者	35	10	5	0	9	4	4	67
	WG障害のない者	23	11	5	1	23	3	2	68
合計		43.0%	15.6%	7.4%	0.7%	23.7%	5.2%	4.4%	100.0%
割合	WG障害のある者	52.2%	14.9%	7.5%	0.0%	13.4%	6.0%	6.0%	100.0%
	WG障害のない者	33.8%	16.2%	7.4%	1.5%	33.8%	4.4%	2.9%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「勤務形態」に関しては、「正規の職員・従業員」は「障害のある者」が多く、「契約社員」は「障害のない者」が多い。「パート」や「アルバイト」については大きな差は見られない。

- ・特に差がみられるのは以下の契約形態である。
- ・「正規の職員・従業員」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は55.6%であり、「障害のない者」は39.1%である。
- ・また、「契約社員」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は8.9%であり、「障害のない者」は30.4%である。

図表 170 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の勤め先での呼称（契約形態）

(上段：実数、下段：割合)

		Q21							
		主な仕事について、勤め先での呼称をお答えください。							
		1.正規の職員・従業員	2.パート	3.アルバイト	4.労働者派遣事業所の派遣社員	5.契約社員	6.嘱託	7.その他	合計
合計		61	21	9	1	32	7	6	137
実数	ES障害のある者	25	6	4	0	4	3	3	45
	ES障害のない者	36	15	5	1	28	4	3	92
合計		44.5%	15.3%	6.6%	0.7%	23.4%	5.1%	4.4%	100.0%
割合	ES障害のある者	55.6%	13.3%	8.9%	0.0%	8.9%	6.7%	6.7%	100.0%
	ES障害のない者	39.1%	16.3%	5.4%	1.1%	30.4%	4.3%	3.3%	100.0%

キ) 就業希望の有無

ここでは「障害のある者/ない者」で就職希望が異なるのかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

回答者数が少ないため、参考的分析にとどまることに留意。

○「就業希望」に関しては、「障害のある者」の方が「障害のない者」よりも少ない。

・「障害のある者」は 32.0%であり、「障害のない者」は 80.0%である。

図表 171 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の就業希望

(上段：実数、下段：割合)

		Q22		
		就業希望の有無について、お答えください。		
		1.したいと思っている	2.したいと思っていない	合計
合計		12	18	30
実数	WG障害のある者	8	17	25
	WG障害のない者	4	1	5
合計		40.0%	60.0%	100.0%
割合	WG障害のある者	32.0%	68.0%	100.0%
	WG障害のない者	80.0%	20.0%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

回答者数が少ないため、参考的分析にとどまることに留意。

○「就業希望」に関しては、「障害のある者」の方が「障害のない者」よりも少ない。

・「障害のある者」は 36.4%であり、「障害のない者」は 42.9%である。

図表 172 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の就業希望  
(上段：実数、下段：割合)

		Q22		
		就業希望の有無について、お答えください。		
		1.したいと 思っている	2.したいと 思っていない	合計
合計		11	18	29
実数	ES障害のある者	8	14	22
	ES障害のない者	3	4	7
合計		37.9%	62.1%	100.0%
割合	ES障害のある者	36.4%	63.6%	100.0%
	ES障害のない者	42.9%	57.1%	100.0%

ク) 就業時に希望する勤め先での呼称 (契約形態)

ここでは「障害のある者/ない者」で希望する勤め先での契約形態が異なるのかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

回答者数が少ないため、参考的分析にとどまることに留意。

○「就業時に希望する契約形態」に関しては、「障害のない者」は「正規の職員・従業員」だけでなく、「パート・アルバイト」を希望する者も多い。

- ・例えば、「正規の職員・従業員」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は9.5%であり、「障害のない者」は20.0%である。
- ・一方で、「パート・アルバイト」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は14.3%であり、「障害のない者」は80.0%である。
- ・「障害のある者」は「その他」を希望する者が61.9%と多い。(「その他」の詳細については自由記述では把握していない)

図表 173 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の就業時に希望する勤め先での呼称 (契約形態)

(上段：実数、下段：割合)

		Q23						
		どのような形で仕事をしたいと思いますか。						
		1.正規の職員・従業員	2.パート・アルバイト	3.労働者派遣事業所の派遣社員	4.契約社員・嘱託	5.自営	6.その他	合計
合計		3	7	0	2	1	13	26
実数	WG障害のある者	2	3	0	2	1	13	21
	WG障害のない者	1	4	0	0	0	0	5
合計		11.5%	26.9%	0.0%	7.7%	3.8%	50.0%	100.0%
割合	WG障害のある者	9.5%	14.3%	0.0%	9.5%	4.8%	61.9%	100.0%
	WG障害のない者	20.0%	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%



(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

回答者数が少ないため、参考的分析にとどまることに留意。

- 「就業時に希望する契約形態」に関しては、「障害のない者」は「正規の職員・従業員」を希望する者が多く、「障害のある者」は「パート・アルバイト」を希望する者が多い。
  - ・例えば、「正規の職員・従業員」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は5.3%であり、「障害のない者」は16.7%である。
  - ・一方で、「パート・アルバイト」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は36.8%であり、「障害のない者」は0.0%である。
  - ・「障害のある者」も「障害のない者」もいずれも、「その他」を希望する者がそれぞれ42.1%、83.3%と多い。(「その他」の詳細については自由記述では把握していない)

図表 174 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の就業時に希望する勤め先での呼称（契約形態）  
（上段：実数、下段：割合）

		Q23						
		どのような形で仕事をしたいと思いますか。						
		1.正規の職員・従業員	2.パート・アルバイト	3.労働者派遣事業所の派遣社員	4.契約社員・嘱託	5.自営	6.その他	合計
合計		2	7	0	2	1	13	25
実数	ES障害のある者	1	7	0	2	1	8	19
	ES障害のない者	1	0	0	0	0	5	6
合計		8.0%	28.0%	0.0%	8.0%	4.0%	52.0%	100.0%
割合	ES障害のある者	5.3%	36.8%	0.0%	10.5%	5.3%	42.1%	100.0%
	ES障害のない者	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	83.3%	100.0%

ケ) 即時の就業の可否

ここでは「障害のある者/ない者」ですぐに就業できるか否かが異なるのかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

回答者数が少ないため、参考的分析にとどまることに留意。

○「すぐに仕事につけるか」という設問に関しては、「障害のある者」の方が、「障害のない者」よりも「つける」と回答する者の割合が少ない。

・「障害のある者」は 10.0%であり、「障害のない者」は 40.0%である。

図表 175 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の即時の就業希望有無

(上段：実数、下段：割合)

		Q24		
		すぐにも仕事につけますか。		
		1.つける	2.つけない	合計
合計		5	30	35
実数	WG障害のある者	3	27	30
	WG障害のない者	2	3	5
合計		14.3%	85.7%	100.0%
割合	WG障害のある者	10.0%	90.0%	100.0%
	WG障害のない者	40.0%	60.0%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

回答者数が少ないため、参考的分析にとどまることに留意。

○「すぐに仕事につけるか」という設問に関しては、「障害のある者」の方が、「障害のない者」よりも「つける」と回答する者の割合が少ない。

・「障害のある者」は 3.7%であり、「障害のない者」は 42.9%である。

図表 176 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の即時の就業希望有無

(上段：実数、下段：割合)

		Q24		
		すぐにでも仕事につけますか。		
		1.つける	2.つけない	合計
合計		4	30	34
実数	ES障害のある者	1	26	27
	ES障害のない者	3	4	7
合計		11.8%	88.2%	100.0%
割合	ES障害のある者	3.7%	96.3%	100.0%
	ES障害のない者	42.9%	57.1%	100.0%

コ) 求職の状況

ここでは「障害のある者/ない者」で求職の状況が異なるのかを分析した。  
 (ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

回答者数が少ないため、参考的分析にとどまることに留意。

○「仕事を探しているか」という設問に関しては、「障害のある者」の方が、「障害のない者」よりも「探している」と回答する者の割合が少ない。

・「障害のある者」は 33.3%であり、「障害のない者」は 50.0%である。

図表 177 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の求職の状況

(上段：実数、下段：割合)

		Q24S1		
		仕事を探していますか。		
		1.探している	2.探していない	合計
合計		2	3	5
実数	WG障害のある者	1	2	3
	WG障害のない者	1	1	2
合計		40.0%	60.0%	100.0%
割合	WG障害のある者	33.3%	66.7%	100.0%
	WG障害のない者	50.0%	50.0%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

回答者数が少ないため、参考的分析にとどまることに留意。

○「仕事を探しているか」という設問に関しては、「障害のある者」の方が、「障害のない者」よりも「探している」と回答する者の割合が少ない。

・「障害のある者」は0.0%であり、「障害のない者」は33.3%である。

図表 178 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の求職の状況  
(上段：実数、下段：割合)

		Q24S1		
		仕事を探していますか。		
		1.探している	2.探していない	合計
合計		1	3	4
実数	ES障害のある者	0	1	1
	ES障害のない者	1	2	3
合計		25.0%	75.0%	100.0%
割合	ES障害のある者	0.0%	100.0%	100.0%
	ES障害のない者	33.3%	66.7%	100.0%

サ) 仕事につけない理由

ここでは「障害のある者/ない者」で仕事に就けない理由が異なる(健康上の理由が大きいのか否か)のかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

回答者数が少ないため、参考的分析にとどまることに留意。

○「仕事につけない理由」という設問に関しては、「障害のある者」も「障害のない者」も「健康に自信がない」と回答する者の割合が一定数いる。

- ・「障害のある者」は37.0%であり、「障害のない者」は100.0%である。
- ・「障害のある者」は「その他」が66.7%である(「その他」の詳細については自由記述では把握していない)

図表 179 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の仕事につけない理由

(仕事につけない理由は複数回答)

(上段:実数、下段:割合)

		Q24S2				
		仕事につけない理由について、お答えください。				
		1.出産・育児のため	2.介護・看護のため	3.健康に自信がない	4.その他	回答者数
合計		0	2	13	19	30
実数	WG障害のある者	0	2	10	18	27
	WG障害のない者	0	0	3	1	3
合計		0.0%	6.7%	43.3%	63.3%	100.0%
割合	WG障害のある者	0.0%	7.4%	37.0%	66.7%	100.0%
	WG障害のない者	0.0%	0.0%	100.0%	33.3%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

回答者数が少ないため、参考的分析にとどまることに留意。

○「仕事につけない理由」という設問に関しては、「障害のある者」の方が、「障害のない者」よりも「健康に自信がない」と回答する者の割合が多い。

- ・「障害のある者」は50.0%であり、「障害のない者」は0.0%である。
- ・「障害のある者」は「その他」が57.7%である(「その他」の詳細については自由記述では把握していない)

図表 180 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の仕事につけない理由

(仕事につけない理由は複数回答)

(上段：実数、下段：割合)

		Q24S2				
		仕事につけない理由について、お答えください。				
		1.出産・育児のため	2.介護・看護のため	3.健康に自信がない	4.その他	回答者数
合計		0	2	13	19	30
実数	ES障害のある者	0	2	13	15	26
	ES障害のない者	0	0	0	4	4
合計		0.0%	6.7%	43.3%	63.3%	100.0%
割合	ES障害のある者	0.0%	7.7%	50.0%	57.7%	100.0%
	ES障害のない者	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%

#### (4) 設問のわかりやすさの評価

##### (設問ごとの結果)

- ・ワシントングループの設問においては、最も「総合的に回答しやすい」と回答した者が40.5%であった。一方、評価要素としての最も「短時間で回答可能」とする者が37.9%、最も「質問文がわかりやすい」と回答する者が41.5%、最も「選択肢を選びやすい」とする者が41.0%であった。
- ・欧州統計局の設問においては、最も「総合的に回答しやすい」と回答した者が34.1%であった。一方、評価要素としての最も「短時間で回答可能」とする者が37.4%、最も「質問文がわかりやすい」と回答する者が31.7%、最も「選択肢を選びやすい」とする者が33.2%であった。
- ・WHODAS2.0においては、最も「総合的に回答しやすい」と回答した者が25.4%であった。一方、評価要素としての最も「短時間で回答可能」とする者が24.6%、最も「質問文がわかりやすい」と回答する者が26.8%、最も「選択肢を選びやすい」とする者が25.9%であった。

##### (設問間の比較)

- ・総合的な回答しやすさについては、紙面調査においては、相対的にワシントングループの設問が40.5%で最も評価されている。一方で欧州統計局も34.1%で相対的な差は大きくない。
- ・「短時間で回答可能」、「質問文がわかりやすい」、「選択肢が選びやすい」という要素別に見ても、いずれもワシントングループの設問が他の2設問より相対的に評価されている。

図表 181 各設問の回答のしやすさ（最も評価するものの割合）

	ワシントン グループ	欧州統計局	WHODAS2.0
N数	209	209	209
有効回答数	201	203	203
総合して最も回答しやすかった	40.5%	34.1%	25.4%
最も短時間で回答できた	37.9%	37.4%	24.6%
質問文が最も分かりやすかった	41.5%	31.7%	26.8%
選択肢が最も選びやすかった	41.0%	33.2%	25.9%



(わかりやすさの評価にかかる自由回答)

ここでは、同一・類似の趣旨の自由回答が数件以上あったものを取り上げている。

一部、表現の明らかな誤記等については加筆・修正を行っている。また、どの設問を指しての指摘かが明記されている場合には設問名を記載した(調査では設問が“パターン A、B”等の表記となっており、自由回答もそのような表記で記載されていたため)。

○障害と疾患の区別が容易ではなく、障害があるだけで健康問題になるのか、障害が理由となる健康問題だけを想起すればよいのか迷う、という意見があった。紙面調査では、障害があることで状態が良くも悪くもないことについての回答を迷うという声も聞かれた。

- ・「健康上の問題」と「障害による問題」とを区別しての設問なのか、「障害」＝「健康上の問題」と捉えての設問なのか迷いました。私は前者と解釈して回答しました。
- ・障害を持っていると、状態はよくもないし、かといって悪いとも思っていないので解答に困りました。
- ・健康状態に、視覚障害によりできないことが含まれるのか迷った。
- ・「健康上の問題」という定義に少し戸惑った。恒常的な障害のことか、例えば自分の関節の障害以外の健康面のことか回答に迷った。
- ・欧州統計局は健康の定義が解りづらい。障害が有る時点で健康ではないのか？障害が有る人の中で健康なのか？

○「苦労」や「支障」、「困難」は介助者の存在や支援器具の存在を前提とするのか、しないのか判然としないため回答がしにくい、という声があった。紙面調査では、「手話」についても言及があり、「手話」ができれば困難はない者から回答時に困惑するという声もあった。

- ・障害を補完する資源として、介助サービスを利用しているが、介助者確保と介助の質の維持が安定できない為(人手不足、十分な給与保障に繋がらないこともあって)、生活行為に支障がある旨書きました。
- ・WHODAS2.0 について、耳が聞こえない為、情報保障(手話通訳、筆談など)がなかった場合、“ひどく問題あり”となります。「通常の言語」を「音声語」と受け止めての回答になります。「手話」であれば「1. 苦労はありません」となります。
- ・WHODAS2.0 は日常的に介助を必要とする障害者にとっては、介助を前提とするならば可能であるが、自力では難しいところが多いため、何を選んで良いのか迷った。

○複数の障害がある重複障害者から、どの障害に基づいて回答すればよいかの判断が困難である、単純に設問に回答してよいのかどうか迷う、という声が聞かれた。

○設問によっては、障害別に聞いてもらったほうが回答しやすい、という声も聞かれた。

- ・知的障害、聴覚障害、難病（偽性副甲状腺機能低下症）、てんかん等複数の症状が重なり合うことで、欧州統計局の設問は回答しにくい。
- ・私達、目と耳の両方に障害がある盲ろう者の困難・苦痛は単一障害のその単なる足し算ではない、固有の苦しみがあると思います。また、精神的疾患にもつながりやすいと感じています。
- ・設問が全般にわかりにくい。障害別に分けてほしい。
- ・設問に対して答えづらい点が多かった。最初の設問は障害全般で良いと思うが、その後、障害別に設問をわけてほしいと思った。

○回答の選択肢について、「問題があるかどうか」ということや、「困難さ」を把握すべきではないかとの声が聞かれた。

○また、設問の尋ね方として、「ある程度」や、「友人関係を保つ」のような表現について、程度がわかりづらいという声も聞かれた。紙面調査では、生まれつきの障害なのである程度対応できる場合に回答が難しいという声もあった。

- ・（ワシントングループの設問、WHODAS2.0 への回答を受けて）設問文として、問題があるか？という形より、苦勞するかどうか？の方が答えやすいと思う。問題があるかどうかは周囲の人の捉え方もあると思うので。
- ・身体の機能障害でなく、難病や慢性疾患、臓器等の内部障害の場合、出来る・出来ないでなく、日常生活や仕事をする上での困難さを把握できる調査にしていきたい。
- ・生まれつき障害がある場合、障害のためにできないことも、ある程度の我慢や自分の工夫によって、ある程度までできたりする。ある程度とはどの程度なのか。
- ・ワシントングループは難解な言葉が多く理解しづらい。欧州統計局の設問は答えやすいものの本当に障害者だとわかるのかと考えると特定することは非常に難しい。
- ・同じパターンの中でもわかりやすい設問とそうでないものがある。例えば WHODAS2.0 で「1 km 歩く」は極めて具体的でわかりやすいが、友人関係を保つとはどういうレベルのことを言っているのか不明確。
- ・ワシントングループでも当てはまらないこともあるのでその選択肢もほしかった。